

# 交通ルール守っていますか？

7月に入り平塚市内では、**交通死亡事故**が立て続けに**2件**発生いたしました。

夏休み期間中、行楽地や帰省で移動する機会が増えます。

みなさんもう一度、自分自身の日ごろの車・バイク・自転車の乗り方を見つめなおし、安全運転に心がけましょう！

改正道路交通法が平成20年6月1日に施行されました！

## 改正のポイント！

### 後部座席のシートベルト着用が義務化

運転者は自動車を運転するときには同乗者全員にシートベルトを着用させなければなりません。チャイルドシートも忘れずに！



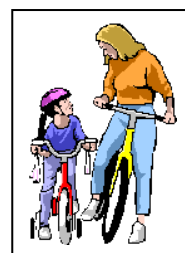
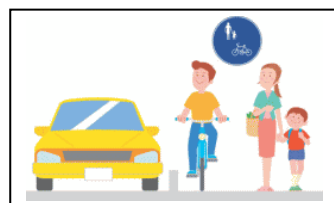
### 自転車の通行ルールが変わりました！

普通自転車の歩道通行ができるのは...道路標識等で指定された場合に加えて運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、お身体が不自由な人車道又は交通の状況から見て、やむを得ないと認められるとき。

(例：駐車車両など車道の左側部分を通行することが困難、自動車などの交通量が著しく多く道幅が狭いため自動車と接触事故を起こす危険があるなど)

### ヘルメットの着用は保護者の努力義務！

保護者は13歳未満の子どもが自転車を運転するときや、幼児(6歳未満)を自転車の幼児用座席に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



## 平塚市交通安全対策協議会

平塚警察署・平塚市交通安全協会・平塚安全運転管理者会  
平塚交通安全母の会連絡協議会・平塚市

